

令和 2 年度

第 1 回

区 長 会 資 料

(資 料 編)

と き 令和 2 年 4 月 8 日 (水)
午後 6 時 3 0 分から

と ころ 八頭町中央公民館

目 次

八頭町区長名簿	・ ・ ・ ・ ・ P1
八頭町役場特別職・管理職名簿	・ ・ ・ ・ ・ P2
区長文書配布日程表	・ ・ ・ ・ ・ P3
集落向け補助制度一覧表	・ ・ ・ ・ ・ P4～P12
令和2年度予算の概要	・ ・ ・ ・ ・ P13～P14
集落支援制度について	・ ・ ・ ・ ・ P15
産業廃棄物の回収斡旋について	・ ・ ・ ・ ・ P16
集落ごみステーション等整備事業補助金について	・ ・ ・ P17
生ごみの分別回収による液肥への取り組みについて	・ ・ P18～P19
マイナンバーカードについて	・ ・ ・ ・ ・ P20
まちづくり委員会の立ち上げについて	・ ・ ・ ・ ・ P21
民生委員・児童委員の概要について	・ ・ ・ ・ ・ P22
受動喫煙防止対策について	・ ・ ・ ・ ・ P23～P24
各種スポーツ大会等について	・ ・ ・ ・ ・ P25
移動図書館車 巡回予定表(上半期)	・ ・ ・ ・ ・ P26
令和2年度主な年間行事予定表	・ ・ ・ ・ ・ P27

○印が配布予定日です。 令和2年度区長文書配布日程表

R2年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R2年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R2年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R2年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R2年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R2年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R2年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R2年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R2年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R3年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R3年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

R3年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R3年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

R3年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R3年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町集落公民館等解体事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町消防施設整備事業補助金
- ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑥八頭町農業用施設整備費補助金
- ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑧-1.2.3 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑨八頭町土木事業原材料支給
- ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑪鳥取県市町村交付金(除雪機購入補助)
- ⑫八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
- ⑬八頭町カーブミラー設置等補助金

☆基本的に翌年度の当初予算になりますので、4月以降の事業実施となります。
また、原則として年度中途での申請には対応できませんのでご了承願います。
※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金										
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。										
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)										
	補助対象事業	補助対象事業費限度額	補助率								
			31世帯以上	21～30世帯	11～20世帯	10世帯以下					
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又は取得(改修費含む)	60世帯以上の集落	10分の2.5	10分の3.5	10分の4	10分の5					
		2,400万円									
		30世帯以上59世帯以下の集落									
	29世帯以下の集落	2,200万円	10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4					
		2,000万円									
	事業費が10万円以上の洋式トイレへの改修	300万円									
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の改築	60世帯以上の集落					10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4	
		2,400万円									
		30世帯以上59世帯以下の集落									
	29世帯以下の集落	2,200万円					10分の2	10分の2.5	10分の3	10分の4	
		2,000万円									
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築	300万円									
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修	300万円									
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修又は一部改築及び改修	600万円									
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修	300万円									
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設	250万円									
	事業費が10万円以上の広場等の改修	250万円									
	事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新又は修繕	75万円									
	事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新	250万円									
	事業費が10万円以上の倉庫等の修繕	75万円									
	事業費が10万円以上の有線放送設備の改修	400万円									
	事業費が10万円以上の無線放送設備の新設又は改修	400万円									
	事業費が50万円以上の公共下水道又は農業集落排水への接続	150万円									
	事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板の新設、更新又は修繕	10万円	10分の5								
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。										

担当課：総務課（76-0201）

②

補助金名	八頭町集落公民館等解体事業補助金			
補助事業概要	集落公民館等の解体、撤去並びに整地を行う経費に対し費用を補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)			
	補助対象事業費	補助率	補助対象事業費限度額	
	集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要す る経費	60世帯以上の集落	2.5/10	200万円
		31世帯以上59世帯以下の集落	3/10	
		21世帯以上30世帯以下の集落	3.5/10	
		11世帯以上20世帯以下の集落	4/10	
		10世帯以下の集落	5/10	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 ※八頭町集落公民館等整備事業補助金との併用はできません。			

担当課：総務課（76-0201）

③

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金		
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。		
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。		
	○蛍光管の場合		
	区分	補助率	補助金額上限 備考
	新設	1/2	10,000円/基
	修繕	1/2	5,000円/基 蛍光管の玉替えは修繕補助対象外とする。
	移設	1/2	10,000円/基
	○LED灯の場合		
	区分	種類	補助金額上限 備考
	LED灯の 新設・移 設	県内製造品	15,000円/基 移設は蛍光管を撤去し、別箇所にてLED灯を設置する場合
		その他	10,000円/基 "
	蛍光管から LED灯へ の取替	県内製造品	9,000円/基 器具(本体・LED管・カバー等)一式交換の場合
		その他	6,000円/基 "
	修繕	1/2	5,000円/基 LED灯の玉替えは修繕補助対象外とする。
	移設	1/2	10,000円/基 LED灯を既存箇所から別箇所に移す場合
	○防犯灯柱の新設・修繕		
	区分	種類	補助金額上限 備考
	新設	1/4	16,000円/基 ポール設置費用を補助
	修繕	1/4	9,000円/基 ポール取替等費用を補助
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書・見積書・設置場所の位置図等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。		

担当課：総務課防災室（76-0203）

④

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金			
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て） 以内で予算の範囲内の額。			
	区分	施設名	補助率	備 考
	新設	小型ポンプ一式	4/5以内	
		防火水槽	4/5以内	
		消火栓	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円
		サイレン		
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/3以内	補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)
		消火栓(移転含む)	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)
		防火水槽	9/10以内	補助対象事業費限度額100万円
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)
		サイレン		
		発電機		
	購入	ホース、管鎗、吸管	1/2以内	
		ホース格納箱、水利表示		
		異形媒体、スタンドパイプ		
		簡易水槽		組み立て式で持ち運びが容易なもの
		発電機		補助対象事業費限度額15万円
		長机、パイプイス		集落災害対策本部設置用
		ホワイトボード		
		車椅子、担架、リカー		避難用
		ヘルメット		
		略帽・帽子		
		法被・活動服		補助対象事業費限度額2万円 (1着当たり)
		AED	31世帯以上 10分の3 21世帯～30世帯 10分の3.5 11世帯～20世帯 10分の4 10世帯以下 10分の5	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。 (修繕の場合は修繕箇所の写真をお願いします。)			

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間10,000円以内の額。 (1箇所あたり概ね2tダンプ1台)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑥

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理に係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の1/2以内（ただし、1団体当たり上限20万円）
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)
補助事業概要	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内 2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3 ※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。 上記2の場合は購入経費の1/3以内。 ※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、集落側の直営施工が条件。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追い払い活動を実施する団体等に対し、電動モデルガン等の追い払い用具の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	花火、爆竹、電動ガン等の購入経費の2/3
摘 要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-3

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費 1団体当たり上限30万円
摘 要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑨

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（76-0206）

⑩

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、PTA、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 2円 金属類 1kgあたり 1円 ビン類 1本あたり 1円
摘 要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（76-0205）

⑪

補助金名	除雪機購入補助
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね4分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で 行う。 ※2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限とし1/3の補助を行います。
補助金の額 (限度額等)	20PS相当除雪機(除雪幅1.1m程度) 事業限度額1,544千円(地元負担額386,000円) 11PS相当除雪機(除雪幅0.8m程度) 事業限度額712千円(地元負担額178,000円) ※額については参考数値です。
摘 要 (申請手続等)	補助を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※12月納品のためには、遅くとも4月中の決定が必要です。

担当課：建設課（76-0206）

⑫

補助金名	八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
補助事業概要	支え愛マップ(災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図)づくりをとし、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実に図る。
補助金の額 (限度額等)	①災害時要支援者対策促進事業:1集落当たり上限5万円以内(20集落) ②災害時要支援者対策ステップアップ事業:1集落当たり上限10万円以内(3集落)、 但し、上記①事業実施集落が翌年度から対象集落となります。 負担割合(町1/2、社協1/2)
摘 要 (申請手続等)	申し込み先:八頭町社会福祉協議会(6月末まで) 補助対象経費: 報償費(講師謝金など)、旅費(講師旅費) 需用費(支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など) ※住民の方々の飲食経費は対象外 役務費(避難訓練のための傷害保険など) 使用料及び賃借料(研修会、講習会の会場借上など) 備品購入費(要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材)

※上記①事業実施済は、麻生、市場、落岩、福本、西御門、見槻中、西谷、福井、橋本、皆原、新興寺、日田、小別府、茂田、東市場、篠波、郡家中区、郡家西区、新庄、北山、志谷、宮谷、才代二、若葉の24集落です。また上記②事業実施済は、「北山」、「福本」です。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑬

補助金名	八頭町カーブミラー設置等補助金			
補助事業概要	カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考
	新設・修繕	1/2	110,000円/基	
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。			

担当課：総務課防災室（76-0203）

令和2年度一般会計予算・款別予算一覧表

(歳入)

(歳出)

(単位:千円)

款		令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	比 較
1	町税	1,295,250	1,273,754	21,496
2	地方譲与税	102,437	87,981	14,456
3	利子割交付金	1,554	4,207	△ 2,653
4	配当割交付金	7,097	7,094	3
5	株式等譲渡所得割交付金	7,108	7,105	3
6	ゴルフ場利用税交付金	1,502	1,840	△ 338
7	地方消費税交付金	332,045	266,446	65,599
8	自動車税環境性能割交付金	7,828	4,014	3,814
9	法人事業税交付金	3,281	0	3,281
10	地方特例交付金	8,755	26,462	△ 17,707
11	地方交付税	4,909,500	4,880,000	29,500
12	交通安全対策特別交付金	1,026	988	38
13	分担金及び負担金	32,566	38,833	△ 6,267
14	使用料及び手数料	67,615	67,396	219
15	国庫支出金	983,188	874,967	108,221
16	県支出金	1,056,562	1,078,255	△ 21,693
17	財産収入	35,741	34,863	878
18	寄附金	2,571	151	2,420
19	繰入金	470,602	563,702	△ 93,100
20	繰越金	70,000	70,000	0
21	諸収入	118,072	155,565	△ 37,493
22	町債	1,173,700	968,300	205,400
23	自動車取得税交付金	0	10,077	△ 10,077
合 計		10,688,000	10,422,000	266,000

款		令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	比 較
1	議会費	98,346	98,180	166
2	総務費	1,269,589	1,364,740	△ 95,151
3	民生費	3,465,506	3,333,187	132,319
4	衛生費	795,908	660,950	134,958
5	農林水産業費	1,511,985	1,498,332	13,653
6	商工費	63,271	71,547	△ 8,276
7	土木費	810,164	867,818	△ 57,654
8	消防費	398,797	426,109	△ 27,312
9	教育費	1,015,175	823,615	191,560
10	災害復旧費	3	3	0
11	公債費	1,209,690	1,228,085	△ 18,395
12	予備費	49,566	49,434	132
合 計		10,688,000	10,422,000	266,000

		増減率
		2.55%

令和2年度予算会計別対前年度比較表

(単位:千円, %)

会 計 名	令和2年度	令和元年度	比 較	
			増減額	増減率
一般会計	10,688,000	10,422,000	266,000	2.6
国民健康保険特別会計	1,968,000	1,906,000	62,000	3.3
簡易水道特別会計	267,000	293,000	△ 26,000	△ 8.9
住宅資金特別会計	4,000	4,800	△ 800	△ 16.7
公共下水道特別会計	616,000	525,000	91,000	17.3
農業集落排水特別会計	716,000	630,000	86,000	13.7
介護保険特別会計	2,396,000	2,367,000	29,000	1.2
宅地造成特別会計	9,200	9,200	0	0.0
墓地事業特別会計	4,000	1,800	2,200	122.2
後期高齢者医療特別会計	198,300	188,700	9,600	5.1
上私都財産区特別会計	5,100	5,200	△ 100	△ 1.9
市場、覚王寺財産区特別会計	11	11	0	0.0
上津黒、下津黒財産区特別会計	2,500	2,000	500	25.0
篠波財産区特別会計	16,600	16,400	200	1.2
大江財産区特別会計	7,600	8,500	△ 900	△ 10.6
全 会 計 合 計	16,898,311	16,379,611	518,700	3.2

「集落支援制度」について

1. 目的

集落の自主防災組織の初動体制の確立と災害に対する心構えの育成等を目的に、集落支援職員を設置する。

2. 支援体制と概要

集落に町職員原則1名を支援職員(集落と行政のパイプ役)として配置し、自主防災活動への支援やその他集落の必要とする支援を行い、より一層の地域の安全と活性化を目指すものです。

3. 具体的な活動内容

- ①防災訓練、防災体制づくりの支援
- ②その他の集落支援

通常のごみ収集で出せないごみや、産業廃棄物の回収を斡旋します。

(販売店など事業者からのものは回収しません。)

家庭にある通常収集できないごみや、本来、産業廃棄物として処分しなければならないごみを処理することにより、家庭に保管されているこれらのものを一掃することができます。

回収する主なもの

廃プラスチック（ビニールシートなど）、金属くず（草刈機の刃など）、大型陶磁器、ゴム、建設廃材（アスベスト含有製品を除く）、コンクリート殻、瓦、塗料空缶、耕うん機・草刈機等の農機具、畦シート・肥料袋等、温水器・サンヒーター等、オイル缶、バイク・自動車部品（タイヤ、アルミホイール）等。

回収できない主なもの

- ・町で通常収集する一般廃棄物
 - ・家電リサイクル対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機）
 - ・パソコンリサイクル対象品目
 - ・農薬、農薬ビン、殺虫剤、防虫剤、塗料（液状）等の有害な物質を含むもの（農薬、農薬ビンは販売店等にご相談ください。）
 - ・ビデオカメラ等のバッテリー電池
 - ・ガスボンベ、プロパンガス、消火器等爆発の危険性があるもの
 - ・バイク、農機具等でオイル、バッテリー、燃料が除かれていないもの
 - ・注射器、注射針、点滴ビン等の医療廃棄物
 - ・オイル、ガソリン、灯油、揮発油、シンナー（販売店、ガソリンスタンド等へご相談ください。）
 - ・アスベスト含有製品
- *平成28年度に農薬が混入されている事例がありました。分別作業時に作業員が事故に遭う恐れもありますので絶対に混入しないで下さい。

※11月に実施する予定です。

○ 集落ごみステーション等整備事業補助金について

清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的として、集落のごみステーション等を整備する事業に助成する制度です。

現在、設置されているごみステーションは、集落によりましては、設置してから相当年数が経過し、更新、修繕、移設の必要があるところもあるかと思われますので、助成事業を活用していただきたいと思います。

また、ごみカゴ(缶・ビン、小型破碎用)が壊れている、不足しているなどは、町民課へ連絡をいただきましたらお渡しします。

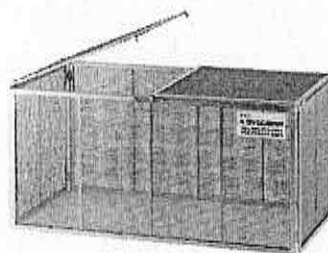
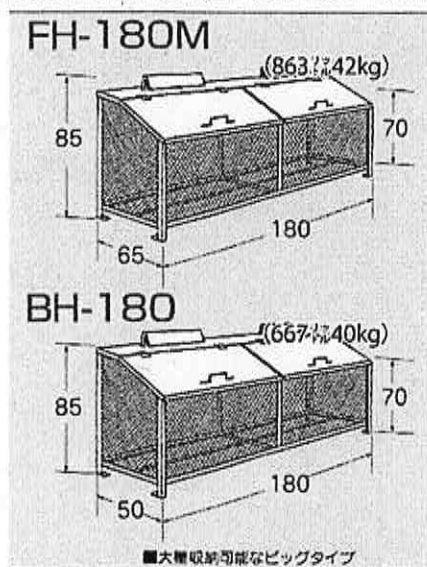
申請は、区長さんでしていただき、申請前に事前協議をお願いします。

形 状		具 体 例	補 助 率	補助限度額
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	1 個あたりの購入、 修繕費の 1/2 以内	5 万円
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	1 個所あたり工事費、 修繕費の 8/10 以内	1 0 0 万円
	一部開放型	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)		

補助金の終期は令和5年3月31日です。

据置式

補助対象経費は、購入費、修繕費です。但し、送料は、補助対象外です。

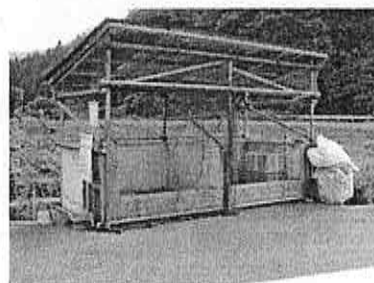
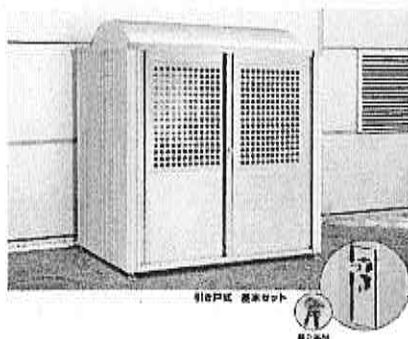


構築式

補助対象経費は、工事費、修繕費、用地購入費とし、備品費を除きます。

物置型

一部開放型



○生ごみの分別回収による液肥への取組について

八頭町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収し、液肥にリサイクルする事業を推進しています。

平成19年度から20年度にかけてモデル地区を設置し、本格的に実施したところ、多くの皆様方から好評を得て、現在、54集落まで実施エリアを拡大することができました。

この事業の実施をご検討いただける集落がありましたら、町民課まで連絡をお願いします。日程等を調整して、集落への説明会を開催させていただきます。

○実施日 週に2回（可燃ごみ収集日と同一）回収。 ※祝日を除く

○実施方法

- ・各家庭に蓋付きのバケツを配布します。
 - ・ごみステーションに収集用の大きな蓋付きのバケツを設置します。
 - ・家庭で出た生ごみは、各家庭に配布した蓋付きのバケツに入れて保存してください。水切りをしなくてもリサイクルされますが、バケツを運ぶ際のご負担になりますので、軽く水切りをお願いします。
 - ・週に2回（可燃ごみと同一日）回収されますので、収集日の朝8時30分までに、ごみステーションに設置してある専用のバケツに生ごみを投入してください。
 - ・収集業者がステーションのバケツを回収し、新しいバケツを置いて帰ります。
- ※生ごみとして出せないごみは、パンフレットをご覧ください。



家庭用のバケツ（13リットル）



ステーション用のバケツ（約50ℓ）
ねじってフタを開めるタイプなので、
猫等が開けることができません。

○お願い

集落で実施世帯数が増えたりした場合は、連絡をお願いします。必要なバケツ、資料等は準備させていただきますので、ご協力願います。

生ゴミ液肥化の分別区分表

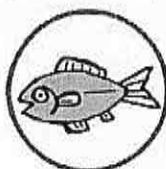
分別に際し以下の点にご注意ください。

液肥にできるもの〈食べられるもの〉

口の中へ入れられる物(食べられる物)ならすべて可能です。



残飯



魚



パン・ケーキ



野菜



果物の皮



果物



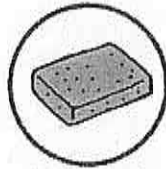
肉



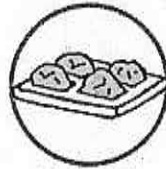
エビ・カニ殻



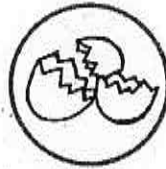
あさり・しじみ



こんにゃく



冷凍食品

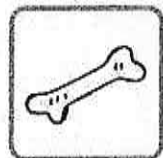


卵の殻

注意が必要なもの

これらのものは細かく砕くか、もしくは切ってから投入してください。大きいまま投入すると、機械の故障の原因となります。

×



大きな骨

※手羽先などの小さな骨は問題ありません

×



コンブ・ワカメ

×

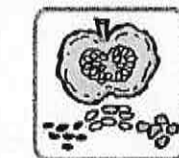


サザエ・アワビ等
大きな貝殻

×



玉ネギの表皮、
タケノコ・とうもろこしの皮、芯



種

※特にかぼちゃの種(中心でかたまっている部分)は取り除いてください。

※上記のもので、切れないもの、砕けないものは投入しないでください。

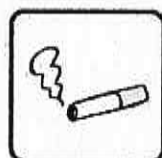
※ひも状のもの(昆布・かんぴょうなど)は細かく切って投入してください。約5cm

液肥にできないもの〈食べられないもの〉

人間の食べられないものは入れられません。例えば多量の油・塩など、ビニール・金属・木材・草木・皮などの異物で機器の故障の原因になり、同時に良い有機土壌活性液ができません。ご注意ください。



木片・紙類・繊維類



たばこ



ポリ袋



金属・ガラス類



プラスチック容器



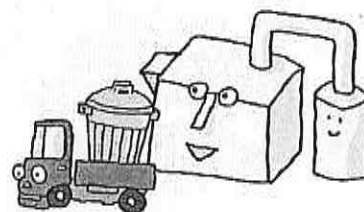
石・土
コンクリート



油・アルコール
(多量のとき)
調味料・薬品



花



※上記のものは機械の故障の原因を引き起こすと同時に、良質な有機土壌活性液の生成の妨げとなります。投入をしないようお願いします。

※特に腐敗物は発酵の妨げとなりますので、食べられないと解ったら機械へ投入せず、ほかへ捨ててください。

※回収用の容器に腐敗防止のために防腐剤等の薬品を入れるのはやめください。

通知カード

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 マイナ

住所 ○○県○○市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女

発行日 平成27年10月 有効期 1123456789

マイナンバーカード

氏名 マイナ

住所 ○○市△△町◇丁目○番地▽▽号

性別 女

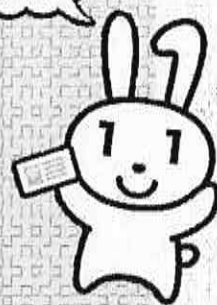
生年月日 5月24日生 2025年 5月24日まで有効

○市市長 氏名 氏名 氏名 氏名

顔写真

1234567890123456 1234

こっちが
マイナンバー
カード!



通知カードは、マイナンバーをお知らせするカードです。
マイナンバーカードを取得するまでの間、
大切に保管してください。

マイナンバーカードは、
顔写真付き!

顔写真付きのマイナンバーカードは
パソコンやスマホから無料で申請できます!

顔写真付きのカードです。
身分証明書になります!

個人番号カード交付申請書を
ご用意ください。

※申請書の再交付は役場でできます。

氏名 マイナ

住所 ○○市△△町◇丁目○番地▽▽号

性別 女

生年月日 5月24日生 2025年 5月24日まで有効

○市市長 氏名 氏名 氏名 氏名

顔写真

1234567890123456 1234

パソコンで



カメラで撮った顔写真をパソコンに保存します。マイナンバーカード総合サイト(WEBサイト)にアクセスし、必要事項を入力して送信します。

スマホで



スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードを読み込み、必要事項を入力して送信します。

郵便で



個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付け、送付用封筒に入れて郵送します。

まちなかの証明写真機で



個人番号カード交付申請書を写真機で読み込みし、画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を送信します。

役場本庁舎・船岡庁舎・八束庁舎で、無料の顔写真撮影と個人番号カードの交付申請を行うことができます。(印鑑・本人確認書類等が必要です)

まちづくり委員会の設立と機能強化

地区単位に基盤となる拠点を整備し、行政や地域住民、あらゆる分野の専門職が協働で地域づくりを進めます。

地域福祉の拠点

社会参加・交流機能



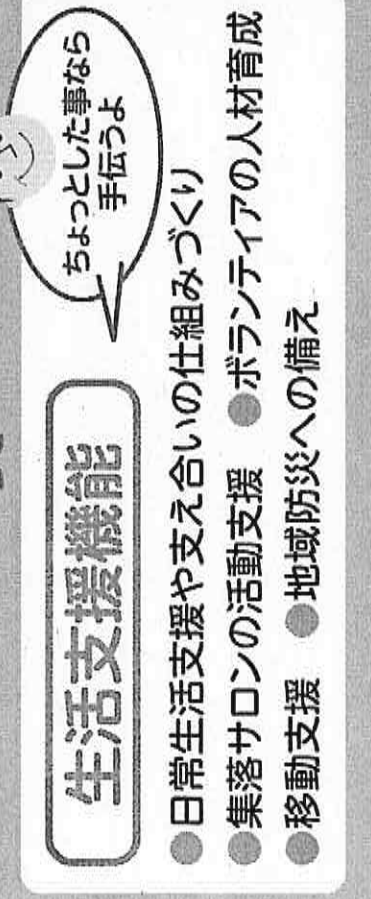
相談支援機能

- 地区総合相談窓口
- 住民参加による地域での見守り・相談・早期発見・専門支援へのつなぎ
- 福祉情報の提供・発信



生活支援機能

- 日常生活支援や支え合いの仕組みづくり
- 集落サロンの活動支援
- ボランティアの人材育成
- 移動支援
- 地域防災への備え



民生委員・児童委員の概要

<選任基準>

- ・社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通じ、積極的な活動のできる者
- ・原則として75歳未満

<民生委員・児童委員とは>

○地域の身近な相談相手として、その内容に応じて関係機関へ「つなぎ役」になります

民生児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域(集落)において、生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。児童福祉法による児童委員を兼ねています。地域福祉を担うボランティアとして、非常勤の地方公務員としても位置付けられ、守秘義務を課されています。児童に関することを専門に担当する主任児童委員も配置されています。八頭町は民生児童委員65名、主任児童委員3名が配置されています。

地域の中での具体的な活動事例

- ・ひとり暮らし高齢者の見守り安否確認。定期的に訪問し、困っていることがないか伺う。
- ・高齢者、障がい者など、支援を必要とする方について、行政に情報提供し、支援につなげる。
- ・生活困窮世帯に対して、生活保護や生活福祉資金の借り入れなど制度の利用につなげる。
- ・旧小学校区単位で組織されるまちづくり委員会の活動へ参画し、対象者の情報を共有する。
- ・小中学生の通学時間にあわせて、見守りを兼ねたあいさつ運動に参加する。 など

<民生児童委員協議会(民児協)としての活動>

- ・民生児童委員は八頭町民生児童委員協議会(民児協)に所属しますが、主な活動は郡家・船岡・八東地域それぞれに組織された支部を中心に活動します。
- ・町事業(要支援者の把握、証明事務やあて職)や町社会福祉協議会事業への協力、視察研修など
- ・毎月1回 定例会へ出席。定例会の内容は各種研修と情報交換など。
- ・県民生児童委員協議会やその他の機関が主催する研修会への参加し、知識の習得に努めます。

<活動手当>

民生委員には報酬は支給されませんが、活動に対する実費弁償(交通費等)として、県から年間60,200円(令和2年度見込)、町から年間34,200円の活動手当が支給されます。

<任期>

3年(現在:令和元年12月1日~令和4年11月30日まで)



なくそう！望まない受動喫煙。



健康増進法の改正により
令和2年4月1日から、
複数の人が利用するすべての施設※は
原則屋内禁煙が義務づけられます

※複数の人が利用する施設

オフィス、事業所、飲食店、工場、ホテルなど全ての施設

病院・学校・行政機関の庁舎等は、すでに敷地内禁煙がスタートしています

施設を管理する人（管理権原者）は
望まない受動喫煙を生じさせないことが義務づけられます

- ◆ 屋内での喫煙を可能にする場合は、「喫煙室」の設置、「標識」の掲示が必要です（裏面参照）
- ◆ 喫煙室以外の屋内はすべて禁煙となりますので、灰皿等を置いてはいけません
- ◆ 喫煙室には、20歳未満の人（従業員も含みます）を立入らせてはいけません
- ◆ 屋内喫煙室あるいは屋外喫煙場所を設置する場合は、施設の出入口や利用者が多く集まるような場所に設置してはいけません
- ◆ 喫煙室や喫煙場所以外で喫煙している人や喫煙しようとしている人がいたら、喫煙の中止または退出を求めてください

喫煙する人は
望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮しなければなりません

- ◆ 喫煙室や喫煙場所以外では、喫煙してはいけません
- ◆ 屋外や家庭などで喫煙する時は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮してください

受動喫煙による深刻な健康被害

- ・脳卒中 ・虚血性心疾患 ・肺がん ・乳幼児突然死症候群
- 受動喫煙との関連が確実とされているこれらの病気で、日本では年間約1万5千人が亡くなっていると推計されています。

たばこの煙には、
ニコチン、タール、一酸化炭素など、多くの有害物質が含まれています。

詳しい情報はこちらへ（厚生労働省HP）

URL : <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう！望まない受動喫煙



① 掲示の標識例は、厚生労働省HPからダウンロードできます



屋内での喫煙を可能にする場合は、喫煙室の設置、標識の掲示が必要です

- 喫煙室には、たばこの煙が流出しないよう設置基準が設けられており、それを守らなければいけません
- 標識は、喫煙室の出入口および施設の出入口の見えやすい場所に掲示してください
- 喫煙室で飲食等のサービスの提供はできません
(加熱式たばこ専用喫煙室の場合は、飲食等のサービスの提供はできます)

喫煙室出入口の
掲示の例



施設の出入口の
掲示の例



- 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室等の種類により、それぞれ標識が定められています
- 紛らわしい標識を掲示することは禁止されています



経営規模の小さい既存飲食店には経過措置が設けられています

- 経営規模が小さい既存飲食店は、経過措置として**店内禁煙**にするか**喫煙可能**にするかを選択できます

経過措置の要件 (全てあてはまること)

- ✓ 既存店で令和2年4月1日時点で営業している飲食店
- ✓ 資本金又は出資総額が5千万円以下の飲食店
- ✓ 客席面積が100㎡以下の飲食店

- ● 喫煙可能にする場合は、店舗の出入口および喫煙可能室の出入口に標識を掲示してください
- 喫煙可能な場所での飲食等のサービスの提供はできますが、20歳未満の人は従業員も含め立入らせてはいけません

保健所への
届出が
必要です

店舗の出入口の掲示の例



店内の一部に「喫煙可能室」を設置する場合



店内の全部を「喫煙可能室」とする場合

喫煙可能室出入口の
掲示の例



店内の一部に「喫煙可能室」を設置する場合にのみ掲示する必要があります

たばこ販売店等は一定の要件を満たせば喫煙場所にすることができます

- 一定の要件を満たす施設は、喫煙場所の提供を主目的とする施設として、店内の全部又は一部を喫煙場所とすることができます

<満たすべき要件>

- ✓ たばこ等の販売を行っていること
- ✓ 帳簿(たばこ販売許可関係)を備えていること
- ✓ ご飯、パン、麺類等の食事を主として提供していないこと

受動喫煙防止対策の情報は鳥取市 HP をご覧ください

URL: <https://www.city.tottori.lg.jp/www/index.html>

鳥取市 受動喫煙防止対策

このチラシに関するお問合せ先
鳥取市健康こども部 鳥取市保健所 健康支援課 健康長寿支援係
電話 0857-22-5695

2020.1

令和2年度八頭町体育協会町民大会等予定表

平令和2年度 八頭町体育協会主催並びに各専門部主催大会を下記のとおり開催する予定です。町民大会が近づきましたら各集落の関係者（郡家地域は体育委員さん、船岡・八東地域は公民館長さん）へ大会要項等ご案内いたしますので、多数の参加をお願いします。また、下記の各専門部主催の大会、教室、練習日も掲載しておりますので、ご希望の方は気軽に各部長さんにお問合せください。

【町民大会関係】

月	開催月日		大会名	参加資格 (詳しくはお問合せください)	会場
	日	曜日			
4	12	日	八頭町武道(柔道・剣道・空手)大会	-	郡家武道場
	25	土	八頭町少年野球大会【予備日 26日(日)】	町内スポーツ少年団	八東総合運動公園野球場
5	10	日	八頭町壮年ソフトボール大会	集落(近隣集落との合同可)	八東総合運動公園野球場他
6	7	日	八頭町バレーボール大会	集落(近隣集落との合同可)	郡家体育館
	21	日	八頭町グラウンド・ゴルフ大会	-	八東川水辺プラザ河川公園
7	5	日	県民スポーツ・レクリエーション祭八頭郡予選会(水泳)	-	集プール
	5	日	八頭町ソフトテニス大会	集落、合同チーム	八東総合運動公園屋根付多目的広場
8	4	火	八東地域ゲートボール大会	町ゲートボール部員	八東総合運動公園屋根付多目的広場
	29, 30	土、日	第21回 県民スポーツ・レクリエーション祭(水泳)	-	鳥取県営東山水泳場
9	6	日	郡家地域ゲートボール大会	町ゲートボール部員	郡家ふれあいドーム
	20	日	八頭町ホッケー大会	-	八頭高等学校ホッケー場
	下旬	日	八頭町駅伝競走大会	集落、合同チーム	船岡庁舎前発着
	下旬	日	第75回 八頭郡駅伝競走大会	-	若松町～八頭町
10	4	日	八頭町民ベタング大会	小学生以上	郡家多目的広場(郡家ふれあいドーム横)
	14	土	八頭町ゲートボール大会	町ゲートボール部員	八東総合運動公園屋根付多目的広場
	11	日	第15回 森下広一杯八頭町マラソン大会	-	船岡コース
	24, 25	土、日	第21回 県民スポーツ・レクリエーション祭(秋季)	-	-
11	1	日	八頭町バスケットボール大会	集落(近隣集落との合同可)、合同チーム	郡家体育館
	22	日	八頭町スポーツフェスタ	-	郡家体育館
	23	日 勤労感謝の日	八頭町バドミントン大会	集落(近隣集落との合同可)	八頭中学校体育館、郡家体育館
12	13	日	八頭町民卓球大会	集落、合同チーム	郡家体育館
1	2	木	新春マラソン大会&ウォーキング大会	だれでも	八東庁舎前発着

令和2年度上半期 移動図書館車 巡回予定表

国中・大御門コース			上・中私都コース	稲荷・下私都コース
4月	4/7 4/21	4月	4/15	4/17
5月	5/12 5/26	5月	5/13 5/27	5/1 5/15 5/29
6月	6/16 6/30	6月	6/17	6/19
7月	7/14 7/28	7月	7/1 7/15 7/29	7/3 7/17
8月	8/11 8/25	8月	8/19	8/7 8/28
9月	9/8 9/29	9月	9/2 9/16 9/30	9/11 9/25
巡回時間	火曜日	巡回時間	水曜日	金曜日
13:35～13:50	池田 中ほど	13:00～13:15	下市場町道広場	
13:55～14:10	米岡集会所	13:20～13:35	中私都改善センター	
14:15～14:30	河原駅前	13:40～13:55	野町公民館	稲荷公民館
14:40～14:55	西御門山ノ手集会所	14:00～14:15		山田公民館
15:00～15:15	大御門体育センター	14:10～14:25	落岩集会所	
		14:20～14:35		上峰寺集会所
		14:40～14:55		延命寺公民館
		15:00～15:15		下私都改善センター

隼コース		大江コース	
4月	4/14 4/28	4月	4/8 4/22
5月	5/19	5月	5/20
6月	6/9 6/23	6月	6/10 6/24
7月	7/7 7/21	7月	7/8 7/22
8月	8/4 8/18	8月	8/5 8/26
9月	9/1 9/15	9月	9/9 9/23
巡回時間	火曜日	巡回時間	水曜日
13:00～13:15	隼Lab.	13:50～14:05	水口でこの館
13:20～13:35	中村加工交流センターつどい	14:15～14:30	大江地区まちづくり委員会 (旧大江へき地保育所)
13:40～13:55	西谷生活改善センター		
14:00～14:15	志子部除雪車廻し場	14:35～14:50	大江多目的集会所

八東コース	
4月	4/10 4/24
5月	5/8 5/22
6月	6/12 6/26
7月	7/10 7/31
8月	8/21
9月	9/4 9/18
巡回時間	金曜日
13:40～13:55	皆原農村婦人の家
14:00～14:15	尾崎医院駐車場
14:20～14:35	茂田バス停付近
14:40～14:55	上日下部公会堂前
15:00～15:15	安部地区公民館
15:25～15:40	新興寺橋付近

令和2年度 主な年間行事予定表

月	日	曜日	内 容	担 当 課
4	3	金	保育所入所式	町民課
	8	水	令和2年度第1回区長会	総務課
	8	水	小・中学校入学式	教育委員会
	19	日	郡家地域敬老会	中央公民館
	25	土	八東川クリーンアップ大作戦	建設課
	25	土	ふなおか竹林まつり	産業観光課(商工観光室)
	26	日	船岡・八東地域敬老会	中央公民館
5	3	日	姫路公園まつり	産業観光課(商工観光室)
	上中旬	上中旬	八頭町人権教育推進協議会総会(中央公民館)	人権推進課
	17	日	町内小学校運動会	教育委員会
	31	日	扇ノ山山開き(姫路公園コース)	(観光協会)
6	6	土	花と緑の町づくり(花苗配布)	中央公民館
	14	日	東部地区消防ポンプ操法大会(八頭町)	防災室
	27	土	子ども自転車鳥取県大会	防災室
	28	日	人権尊重のまちづくり講演会(中央公民館)	人権推進課
7	2	木	環境美化推進員会(中央公民館)	町民課
	5	日	鳥取県消防ポンプ操法大会(鳥取市)	防災室
	11-12	土・日	八東ふる里の森イベント	産業観光課(商工観光室)
	11-12	土・日	八東解放文化祭(中央人権啓発センター)	中央人権啓発センター
8	2	日	クリーンクリーン作戦(全町)	建設課
	未定		千代川フェスティバル	建設課
	未定	日	第16回八頭町きらめき祭	産業観光課(商工観光室)
	30	日	八頭町防災訓練	防災室
9	12	日	八頭中学校運動会	教育委員会
	20	日	隼駅まつり(予定)	企画課
	27	日	八頭町福祉まつり2020	福祉課・社協
10	11	日	第15回森下広一杯八頭町マラソン大会	教育委員会
	17	土	子育て支援フェスタinやず	子育て支援センター
	18	日	八頭町マルシェ2020	産業観光課(商工観光室)
	24-25	土・日	船岡人権啓発センターまつり(船岡人権啓発センター)	中央人権啓発センター
	24-25	土・日	郡家・船岡・八東地域公民館祭(芸能発表・展示)	中央公民館
	31	土	関西八頭町会ふるさとやずの集い(予定)	関西事務所
11	1	日	八頭町社会福祉大会	福祉課・社協
	7	土	金婚祝賀式	町民課
	7	土	花と緑の町づくり(花苗配布)	中央公民館
	8	日	郡家地域自警団合同演習	防災室
	9	月	八東地域保育所防火パレード	防災室
			秋季全国火災予防運動(9～15日)	防災室
	14	土	土曜日集団検診	保健課
	15	日	船岡地域自警団合同演習	防災室
	21	土	合併15周年記念事業、宝くじ講演会	総務課、企画課
	中旬		第16回男女共同参画フェスティバル	男女共同参画センター
	中旬		船岡地域保育所防火キャラバン隊	防災室
	下旬		令和2年度第2回区長会	総務課
	28-29	土・日	郡家部落解放文化祭(郡家人権啓発センター)	中央人権啓発センター
12	5	土	花御所寄席(天満天神繁昌亭)	産業観光課(商工観光室)
	6	日	八頭町部落解放研究集会(中央公民館)	人権推進課
	13	日	休日集団検診	保健課
1	3	日	成人式	教育委員会
	9	土	八頭町交通指導員仕事始め式	防災室
	10	日	八頭町消防団出初式	防災室
	24	日	休日集団検診	保健課
	24	日	八頭町文化財防火デー	防災室
	下旬	未定	町表彰式	総務課
2	未定	未定	確定申告(2/16～3/15)	税務課
			かまくら祭り	(観光協会)
3	7	日	春季全国火災予防運動(1～7日)	防災室
	未定	未定	八東地域自警団合同演習	防災室
	19	金	中学校卒業式	教育委員会
	未定	未定	小学校卒業式	教育委員会
	未定	未定	町内保育所卒園式	町民課

«MEMO»

[illegible]